



## 児童手当の手続きはお早めに

子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202

児童手当を受給するには、請求者の申請が必要です。原則として、公務員は職場で、公務員以外の人は子育て支援課または西部支所で手続きを行ってください。



次のような場合は15日以内に  
手続きが必要です

- ・児童が生まれた場合
- ・受給者が菊陽町に転入した場合
- ・受給者が公務員ではなくなった場合

・新たに児童の養育をするようになった場合

※児童手当は、申請手続きをした翌月分から受給することができます。里帰り出産などで、住所地以外の市町村に出生届を出した場合、住所地の市町村で児童手当の手続きが遅れることがあります。その場合、さかのぼって受給はできませんのでご注意ください。

次のような場合も速やかに  
手続きが必要です

- ・受給者が町外へ転出した場合（転入先の市町村でも、認定請求の手続きが必要です）
- ・児童を養育しなくなった場合
- ・児童が死亡した場合
- ・受給者が公務員になった場合
- ・町内で転居した場合
- ・受給者または児童の氏名を変更した場合
- ・児童と別居するようになった場合
- ・受取口座を変更したい場合（受給者名義の口座に限ります）

それぞれの場合において、必要な書類があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。問い合わせ先までお尋ねください。



町公式ホームページ  
QRコード



## まずはマイナンバーカードの作成を マイナンバーの期限が延長されています

総合政策課 企画政策係 ☎(232)2112

マイナンバー事業はマイナンバーカードを活用したキャッシュレス決済による消費活性化事業です。マイナンバーの手続き期限が3月から9月に延長されています。

### マイナンバーとは

事前にマイナンバーカードとひもづけたキャッシュレス決済サービス（〇〇ペイ、クレジットカードなど）でチャージや購入したときに、購入金額の25%（最大5千円）を国がポイントで還元するものです。

### 主な変更点

■有効期限の延長と対象人数の増加  
従来は3月がマイナンバー申込の締め切り月でしたが、3月までにマイナンバーカードを申請していれば、9月末までにマイナンバーの申し込みと決済サービスの利用をすることでマイナンバーの取得ができるようになります。対象人数は4千万人から5千万人に増加しています。

※申請済の人は、再度マイナンバーを受け取ることはできません。

### マイナンバーの申込場所

- 1 パソコンやスマートフォン
- 2 銀行や郵便局、コンビニのマルチコピー機（セブンイレブンとローソンのみなど）
- 3 総合政策課

※選択したキャッシュレス決済サービスによってポイントの有効期限や手続きに必要なコードなどが異なります。申し込みの前に各キャッシュレス事業者にご確認ください。

### 問い合わせ

■マイナンバーカードに関すること全般  
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178  
音声ガイダンスに従い「5番」を選択してください。  
平日：午前9時半～午後8時

## 年金記録や年金見込額を「ねんきんネット」で確認できます

「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。

### ■ねんきんネットでできること

- 1 自身の年金記録の確認
  - 2 将来の年金見込額の試算
  - 3 年金機構から郵送される各種通知書の確認
  - 4 公的年金などの源泉徴収票再交付申請
  - 5 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書再交付申請
  - 6 電子版ねんきん定期便の閲覧
  - 7 持ち主の分からない年金記録の検索
- ※7は、スマートフォンからの利用はできません。

### ■ねんきんネットに登録するには

日本年金機構のホームページからねんきんネットのページを開き、利用登録を行います。  
ねんきん定期便などに記載されているアクセスキー（有効期限内のもの）を使用すると、即時にユーザーIDを取得できるため、登録がスムーズです。  
基礎年金番号やメールアドレスなどの入力も必要です。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。  
[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)



### ■問い合わせ

日本年金機構専用ダイヤル  
☎0570(058)555  
050から始まる電話でかける場合  
☎03(6700)1144  
(月) 午前8時30分～午後7時  
(火～金) 午前8時30分～午後5時15分  
第2(土) 午前9時30分～午後4時  
※(土)(第2(土)を除く)、(日)、(祝)、年末年始は利用できません。

町では巡回バス「キャロッピー号」と乗合タクシーを運行しています！



## 公共交通を利用してみませんか



みなさんは、普段目的地に「移動」するときはどうしていますか。自家用車を利用したり、家族に連れて行ってもらったりしている人が多いのではないのでしょうか。町では、コロナ禍の中、感染対策をとった上で、巡回バス「キャロッピー号」や乗合タクシーを運行しています。普段利用しない人も、買い物や通院などで利用してみませんか。今回はよくある質問にお答えします。

問 巡回バスが運行しているエリアに住んでいます。病院に行きたいのですが、乗合タクシーを利用できますか？

答 お近くの指定乗降場所から、利用できます。

問 バスを待っているのですが、なかなか来ません。

答 バスロケーションシステム「いまココ」を導入しています。スマートフォンで巡回バスの現在位置を確認できます。ぜひご利用ください。



問 回数券はありますか？

答 巡回バスと乗合タクシー両方で使える回数券があります。100円×6枚つづりを500円で販売中。車内でお買い求めください。

問 巡回バスに乗って買い物に行き、そこから乗合タクシーを利用したいのですが、料金はそれぞれかかりますか？

答 お得な方法があります。巡回バスから乗合タクシーに乗り継ぐ場合は、乗継券(当日有効)による割引を受けられます。降車の際に、乗務員にお知らせください。

■問い合わせ  
総合政策課 地域振興係

☎(232)2112

■巡回バス・乗合タクシーについて  
詳細はこちらをご参照ください。

